

気候変動適応法案に対する修正案要綱

一 地球温暖化対策の一層の推進の明記（第三条第一項関係）

国は、気候変動を抑制するための地球温暖化対策をより一層推進しつつ気候変動適応に関する施策を総合的に策定し、及び推進するものとする。

二 地域の実情に応じた気候変動適応の推進の重要性に関する配慮事項の追加（新第十一条第二項関係）

研究所は、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集等の業務を行うに当たっては、地域の実情に応じた気候変動適応の推進の重要性に配慮しなければならないこと。

三 国による多様な主体からの情報の収集の推進の追加（第十六条関係）

国は、科学的知見に基づき気候変動適応を推進するため、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の多様な主体からの情報の収集を推進するよう努めるものとする。